

埼玉県農業大学校名誉学長設置要綱

（目的）

- 1 次代の埼玉農業を担う埼玉県農業大学校（以下「農業大学校」という。）の学生が自信と誇りを持って農業に取り組めるよう、農業大学校に埼玉県農業大学校名誉学長（以下「名誉学長」という。）を置き、学生を激励しようとするものである。

（名誉学長の職）

- 2 名誉学長は、知事の職にある者をもって充てる。

（名誉学長の主な役割）

- 3 名誉学長の主な役割は、次のとおりとする。
 - （1）農業大学校の入学式等、学校行事への出席と祝辞。
 - （2）埼玉県農業士の認定証授与。
 - （3）成績最優秀者の表彰。
 - （4）特に名誉学長が必要と認める事項。

（その他）

- 4 この要綱に定めるもののほか、設置に関して必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成13年2月28日から施行する。